

商業・法人登記申請を予定されている方へ

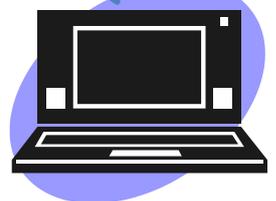
**「QRコード(二次元バーコード)付き
書面申請」**を利用した**登記申請が便利**です。

QRコード(※)付き書面申請とは？

電子証明書をお持ちでなくても、「申請用総合ソフト」をインストールして、QRコードが印字された登記申請書を作成し、その申請情報をインターネット経由で事前に登記所に送信する書面申請の方法です。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

**簡単！
便利！**



QRコード付き書面申請のメリット

必要事項を入力すると申請書が自動で作成されます

「申請用総合ソフト」は、各種の登記申請に必要な様式が準備されています。作成例を参考に必要な項目を入力すると簡単に登記申請書を作成することができます。

自宅のパソコンでも登記の処理状況の確認ができます

「申請用総合ソフト」又はインターネット（登記・供託オンライン申請システムのホームページ）上で、「受付番号」「補正」「手続終了」等の処理状況を確認することができます。

CD-RやDVDなどで登記事項を提出する必要はありません

他の書面申請とは異なり、申請される方が磁気ディスク（CD-Rなど）を用意していただく必要はありません。

電子署名及び電子証明書を添付する必要はありません

作成したデータを管理・再利用することができます

さいたま地方法務局

QRコード付き書面申請書の作成の流れ（概略）

① 申請者情報の登録(申請者IDの取得)が必要です。初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」(※)から登録します。

※ <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

② 事前準備としてソフトをインストール（法務省ホームページから申請用総合ソフトをダウンロード(※)）します。

※ <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>

③ QRコード付き書面申請書(※)を作成します。申請用総合ソフトを起動し、申請書の入力フォームに従って、必要事項を入力します。

※「商業登記申請書→書面提出用登記申請書・嘱託【署名不要】→「書面提出用登記申請書(会社用又は法人等用)【署名不要】を選択

④ 申請データを送信します。申請書を編集した後、「完了」ボタンをクリックすると、申請データが保存され、「申請データ送信」ボタンをクリックし、管轄の登記所へ送信します。

⑤ 処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、登記申請書(QRコードが左上に印字されたもの)を印刷し、これに必要な添付書類とともに管轄の登記所の窓口を持参又は郵送します。



パソコンで処理状況が確認でき、登記が完了すると、**手続終了のお知らせ通知**がされます。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

【QRコード付き書面申請について】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00001.html

① 申請用総合ソフトの操作方法のお問い合わせ

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

TEL:050-3786-5797(050ビジネスダイヤル)

② 登記の申請内容や処理状況等に関するお問い合わせ お問い合わせ

さいたま地方法務局法人登記部門

TEL:048-851-1000(音声案内「3」→「2」お選びください。)